

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 輸入差止申立ての審査	第 1 章 輸入差止申立ての審査
法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。以下同じ。）の審査の手続及びその取扱いは、次による。	法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。以下同じ。）の審査の手続及びその取扱いは、次による。
<p>1. 申立先税関による審査事務</p> <p>関税法基本通達69の13-2の に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提供された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>「輸入差止申立書」の記載事項に不備があるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、下記 の場合を除き、申立人に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付すものとし、当該期限を徒過し、<u>その説明</u>を求めて申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ては、不受理として差し支えない。この場合は、「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するものとする。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>1. 申立先税関による審査事務</p> <p>関税法基本通達69の13-2の に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提供された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>「輸入差止申立書」の記載事項に不備があるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、下記 の場合を除き、申立人に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付すものとし、当該期限を徒過し、<u>補足説明</u>を求めて申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ては、不受理として差し支えない。この場合は、「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するものとする。</p> <p>~ (同左)</p>
2.(省略)	2.(同左)
3. 総括知的財産調査官による審査	3. 総括知的財産調査官による審査
上記 2 の により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第 69 条の 14 の規定により専門委員へ意見を求める場合には、この限りでない。	上記 2 の により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第 69 条の 14 の規定により専門委員へ意見を求める場合には、この限りでない。
「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条	「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記 の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理又は不受理について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、上記 の期限を徒過し、その説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。</p> <p>当該輸入差止申立ての一部のみを受理とする旨の意見書を送付する場合、受理すべき部分と受理すべきでない部分を明確にするものとする。</p>	<p>第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書」の記載事項又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>上記 の審査結果について、任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。</p>
第 2 章 （省略）	第 2 章 （同左）